

令和 4 年 第 1 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 1 月 5 日 (水) 午前 9 時 00 分～10 時 15 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

| | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1 番 木下善明 委員 | 2 番 溝口俊弘 委員 | 3 番 外尾正則 委員 |
| 4 番 藤井啓二 委員 | 5 番 森口弘実 委員 | 6 番 大串 勝 委員 |
| 7 番 川崎勝巳 委員 | 8 番 渕上 誠 委員 | 9 番 久原 勤 委員 |
| 10 番 川崎哲朗 委員 | 11 番 池上勝文 委員 | 12 番 川崎正明 委員 |
| 13 番 橋本重吉 委員 | 14 番 香月幸雄 委員 | 15 番 山下正行 委員 |
| 16 番 江口和広 委員 | 17 番 土井哲夫 委員 | 18 番 津田 保 委員 |
| 19 番 森 邦之 委員 | 20 番 有田勝也 委員 | 21 番 川崎敏樹 委員 |
| 22 番 中村康則 委員 | 23 番 香月伸幸 委員 | 24 番 溝上博信 委員 |
| 25 番 岩石 学 委員 | 26 番 川崎照子 委員 | 27 番 田口千津子委員 |
| 28 番 片渕秋正 委員 | 29 番 香月藤芳 委員 | 30 番 香月一夫 委員 |
| 31 番 松尾利助 委員 | 33 番 筒井政信 委員 | 34 番 外尾美津子委員 |
| 35 番 一ノ瀬美佐子委員 | 36 番 津田裕之 委員 | 37 番 片渕久司 委員 |

4. 欠席委員 (1 人)

32 番 光武直広 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (1 号) の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について
(3) あっせん申し出の取下げについて

業務連絡事項

- (1) 第 2 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------------|------|
| 事務局長 | 久原正好 |
| 課長補佐兼農地農政係長 | 西村博幸 |
| 農地農政係長 | 永石智子 |

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしく願いいたします。

それではただいまより、令和4年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長からご挨拶をお願いします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、32番、光武直広委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、35番 一ノ瀬美佐子委員、36番 津田裕之委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第1号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第1号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第1号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字福田字一本榎〇〇番、畑201㎡です。

譲渡人は、熊本市中央区出水〇丁目〇番〇号（熊本県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字廿治〇〇番地（揚田）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、畑386㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は、令和3年11月の第11回農業委員会総会、議案第192号にて付され、承認された空き家・空き地に付随した特例農地で、譲渡人、譲受人の要望でございます。10a当たりの単価は、〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として12月23日に事務局と現地確認を行いました。
申請農地は、11月総会で審議いただきました「空き家・空き地に付随する特例農地」です。
〇〇氏と〇〇氏は、近い親戚関係になられ、申請地のすぐ南側が〇〇氏の自宅となっております。
宅地部分も含めて、縁故者である〇〇さんが買受けて管理することを希望されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第2号 =

議長 続きまして、議案番号第2号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第2号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地は、大字牛屋字一本松〇〇番、田897㎡です。
譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地(沖清)〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地(廻里津)〇〇氏です。
許可後の耕作面積は、田7,527㎡、畑326㎡、計7,853㎡です。
稼働力は男1名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
10a当たりの単価は、〇〇円です。
議案の位置図は、2ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 ○番、〇〇です。
地元農業委員として12月24日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・麦を中心に約0.7haの規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第2号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第3号 =

議長 続きまして、議案番号第3号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第3号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地は、大字新明〇〇番、田4,381㎡、同じく〇〇番、田4,321㎡、〇〇番、田5,911㎡、大字新拓〇〇番、田4,873㎡、同じく〇〇番、田5,130㎡、計24,616㎡です。
譲渡人は、白石町大字新明〇〇番地(新明)〇〇氏、こちらは親のほうです。
譲受人は、同じく白石町大字新明〇〇番地(新明)〇〇氏、こちらは子のほうです。
許可後の耕作面積は、田50,284㎡です。
稼働力は男2名、女1名です。
申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した親から子への贈与でございます。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 3 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 4 号・5 号＝

議長 議案番号第 4 号と第 5 号については関連ですので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 4 号。権利の種類は解除条件付賃借権設定です。

申請農地は、大字坂田字坂田山〇〇番、畑 3,779 m²です。

貸付人は、白石町大字坂田〇〇番地（白岩）〇〇氏です。

借受人は、福岡県粕屋郡新宮町美咲〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇株式会社 代表取締役 〇〇氏です。

続きまして、議案番号第 5 号。同じく、解除条件付賃借権設定です。

申請農地は、大字深浦字笹山〇〇番、畑 4,578 m²です。

貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦東分）〇〇氏です。

借受人は、同じく福岡県粕屋郡新宮町美咲〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇株式会社 代表取締役 〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、議案番号第 4 号及び議案番号第 5 号を合わせまして、畑 8,357 m²です。

稼働力は男 3 名です。

お手元に、追加で、図面をお配りしております。議案番号第 4 号と 5 号です。

場所、4 号のほうは、白岩の果樹試験場、璃の香とか桃とか作られている所です。白岩の公民館から、西に行きまして右のほうに上った所でございます。

もう 1 つ、第 5 号のほうは、深浦の水源地、水道の大きいタンクがございます。その先にソーラーがございまして、そのちょっと先の左の下のほうの場所です。

申請の事由に戻ります。申請の事由ですが、町おこし事業で、白岩地区で行っていただいています、璃の香等の栽培。レモンの一種であります。その璃の香栽培に参入することによって、今後の遊休農地対策と町の新たな特産品づくりに協力したいということで、貸付人・借受人の要望でございます。

なお、解除条件付賃借権設定につきましては、2 ページ中段に説明を記載していますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案番号第4号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番の〇〇です。
設定の中の3番ですけど、耕作等に執行役員の方が1人入らなければいけない
となっていますが、労働力の中に役員ではないのではないかと思ったのですが、ど
うでしょうか。

事務局 今回の法人は、株式会社ということで、通常、農地所有適格法人という法人格で
農業に参入をされている。一般法人との役員要件が、ちょっと異なります。農地を
所有していただく、適格法人については、役員の過半が、農業常時従事です。

ここの記載の中に一般法人の場合は、役員または重要な使用人1人以上が、農作
業に従事となっておりますので、執行役員以外でも重要な使用人と認められる方が
いるということであれば、農業参入は、できるようにはなっております。

ここの3番目の記載が、1人以上の企画管理労働等を含むということですが、
法人の定款とかを今回付けておりませんので、確認をして、あともってご返
答をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ほかにないでしょうか。

委員 ○番の〇〇です。
璃の香の木を植えるのに、賃借権設定期間が10年間となっておりますけれども、
だいたい、想定として何年ぐらいになるのかと、解除条件付ですので、何かあつ
た場合は、そういう木とかを整備してきれいにして、戻されるのかどうかだけ、お
尋ねいたします。

事務局 賃借権の設定期間につきましては、植え付け後の収穫までに一定の期間を要しま
すので、10年以上作付けを予定されていますが、終期までは、会社のほうからのご
提示はあっておりませんが、一応、区切りとして10年間ということで、申
請をされています。収穫まで3~4年かかるということですので、実際、
株式会社が参入されるにあたって、赤字のまま、撤退はあり得ないかなと思います
ので、利益を十分取れる状況まで持っていかれたうえでの話にはなろうかと思いま
す。

今の栽培計画では、璃の香500本を定植される予定ということで、お話を聞いて
おります。

あと、解除の条件といたしましては、農地を適正に利用していないと認められる
場合には、賃借権契約を解除するというので、その後の整地要件等については、

賃借の解除条件付の契約書の中に、60 日以内に原状に復旧して返還するという、原状回復の要項も記載がございますので、復旧をされて返還をされるとご理解いただいて結構だと思います。

議長 ほかにないでしょうか。
ないようですので採決に入ります。議案番号第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第4号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 続きまして、議案番号第5号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

事務局 さきほど、〇〇委員からご質問がありました業務執行役員の件でございます。
本日、追加資料で配布しております営農計画書で、就労労働力の状況で、〇〇様の記載があると思います。法務局の登記の状況でいきますと、〇〇様が取締役として、登記をなされていますので、業務執行役員は、就労労働力の状況から、〇〇様35歳が執行役員として従事をされるということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 ほかに何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第6号 =

議長 続きまして、議案番号第6号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第6号。権利の種類は使用貸借権設定です。
申請農地は、大字坂田字四本松〇〇番ほか5筆、田11,879㎡、大字坂田字三本松〇〇番ほか3筆、畑6,580㎡、計18,459㎡です。

申請農地の明細は下記のとおりでございます。

貸付人は、白石町大字坂田〇〇番地（坂田）〇〇氏、こちらは親のほうです。

借受人は、同じく白石町大字坂田〇〇番地（坂田）〇〇氏、こちらは子のほうです。

許可後の耕作面積は、田 11,879 m²、畑 6,580 m²、計 18,459 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲のため、後継者に対し使用貸借権の設定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 6 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 6 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 7 号 ＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 7 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 7 号。

申請農地は、大字湯崎字湯崎〇〇番、畑 129 m²、同じく〇〇番、田 103 m²、合計 232 m²です。

申請者は、白石町大字湯崎〇〇番地（湯崎）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として12月24日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、平成3年頃から農地法の申請をしないまま、宅地進入路・露天駐車場・庭・宅地の一部として利用されております。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接者の同意を得られておりますので、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第7号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第8号＝

議長 続きまして、議案番号第8号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第8号。
申請農地は、大字福富字西観音○○番、田201㎡です。
申請者は、白石町大字福富○○番地(南区)○○氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第1種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 12 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農家住宅の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番の○○です。
6 ページの地図で、○○番と○○番に建物があるかと思うのですが、その分は、
大丈夫ですか。
その申請地の上の○○番と、そのもっと上の○○番に建物があるように見えたの
ですが。

事務局 5 ページで言いますと、○○番と○○番が、田とか畑になっている所がございます。
今回の申請地は、下のほうの○○番の申請となっております。○○委員がご指
摘のとおり、地目が田、畑の所が混在をしております。そちらにも建物が建っ
ておりますが、こちらについては、従前、転用許可をすでにいただいておられて、登
記をされてないということで、図面上、地目が田畑で残ってしまっている形になっ
ております。今回の申請に際しまして、一連の一体利用ということで、すべての地
目変更登記を、申請者の方には、依頼をいたしておりますので、現状に合わせた形
で宅地と、今後していただくものと考えております。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

委員 ○番の○○です。
以前に許可を受けておられるということですが、許可の権利があるのは永久です
か。例えば、許可は受けたが、何も登記はしていないと、それが、どこまで、対応
できるのか。5 年なら 5 年。10 年なら 10 年とか以内に、許可を受けて転用の登

記をしていないと、再度、受けなおしをしなくていいのかどうか。私もわからないので、何年くらい有効なのかなとお尋ねします。

事務局 農地法の許可というのは、皆様、農業委員様のご承認をいただいたあと、県のほうに進達をいたしまして、県知事からの許可ということになっております。

ご質問の有効期限については、定めがございませんので、紛失されている場合は、過去に遡って、許可指令書の写しの再発行の依頼を県のほうにして、本人がお持ちの場合は、年限に縛り、時効というものはございません。一応、農業委員会から許可書を交付した時点で、すべてが、地目変更まで終わると、誤った認識をされている方もいらっしゃいます。建物を建てたあとに、うちのほうで、転用完了証明書と、許可書がセットでないと地目変更登記ができないという形になっておりますので、許可を受けられて転用が完了した後に、転用完了証明書というものを、農業委員会から発行いたしまして、その後、法務局に、地目変更登記にお運びいただくという形になっております。合併以前に許可を受けられている方についても、昨年、県のほうに再発行をお願いした案件があります。

新たに、こういった形で新規の申請をされるに際して、前の許可を、何も手を付けずにいたと発覚する場合がありますので、そちらの場合は、過去、履歴を遡れる範囲、すべて調べさせていただいて、県の許可のほうをお願いしているという状況です。

時効については、今のところございません。

議長 ほかに何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第8号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第9号 =

議長 続きまして、議案番号第9号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第9号。

申請農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,734 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

議案の位置図は、7ページから8ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として12月28日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、飼料用作物のラップロール置場、駐車場の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第9号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第10号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第10号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第10号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地は、大字馬洗字神辺○○番、畑33㎡です。
譲渡人は、白石町大字馬洗○○番地(宮田)○○氏です。

譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地（神辺）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地部分の拡張を目的とするものであります。

位置図の9ページ・10ページ、特に10ページを見ていただくと分かりますように、すでに、植栽等されておりまして、周辺の農地も、北側が道路、西側も道路と周辺の農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第10号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第11号＝

議長 続きまして、議案番号第11号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 11 号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字福富字西新地方〇〇番、田 358 m²です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字福富〇〇番地（下区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農家分家住宅の建設を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 11 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 11 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 12 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 12 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 12 号の「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（1 号）について」ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 3 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相對での設定が 22 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 38 件、合わせて 60 件の計画が提出されており、賃借権設定が 55 件、使用貸借権設定が 5 件となっています。

区分の内訳として新規が 44 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 15 件ありました。再設定は 16 件でした。

今回の利用権の総面積は 313,027 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 20 件、会社法人によるものが 2 件、農地中間管理機構によるものが 38 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 9 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 63 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 12 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 12 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定についてですが、これについては、議事参与の制限がございます。○番〇〇委員は、該当する整理番号では発言を控えていただくようお願いいたします。

それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 12 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 12 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 13 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 13 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。

議案番号第 13 号、農地の売渡し希望でございます。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 4,431 m²でございます。

あっせん申出者は、福岡県北九州市八幡西区萩原〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

以上、議案第 13 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 13 号について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 13 号について、事務局の説明が終わりました。

あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 13 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 13 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。
 それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いております。
 議案番号第 13 号は、○○へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
 1 合意解約の報告
 2 形状変更届出について
 3 あっせん申し出の取下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
 業務連絡事項
 1 令和 4 年第 2 回農業委員会総会の日時及び場所
 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 15 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員